①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省における平成26・27年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。
イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。
エ　「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
オ　平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。※「管理技術者」、「主任担当技術者」の詳細は、入札説明書による。
ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）
ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）
※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。
②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成26・27年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建築一式工事　1,190点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合はうち１社が満たせばよいこととし、その他の者は940点とする。）
ｂ　電気工事　950点
ｃ　管工事　950点
イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
ウ　平成11年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）
ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積5,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事（建築一式工事における実績を含む。））
※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。
エ　以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。
ａ　建築一式工事
ⅰ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」の詳細は、入札説明書による。
ⅱ　平成11年度以降に元請として、２(1)３)②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」の詳細は、入札説明書による。
ｂ　電気工事
ⅰ　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」の詳細は、入札説明書による。
ⅱ　平成11年度以降に元請として、２(1)３)②ウのａ・ｂに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。
ｃ　管工事
ⅰ　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」の詳細は、入札説明書による。
ⅱ　平成11年度以降に元請として、２(1)３)②ウのａ・ｂに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。
※上記のａ　建築一式工事、ｂ　電気工事、ｃ　管工事において、２(1)３)②ウのａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（技術者）が必要となる。
③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。
ア　２(1)３)①アに同じ。
イ　２(1)３)①イに同じ。
ウ　２(1)３)①ウに同じ。
エ　２(1)３)①エに同じ。
オ　平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。